

## 総社市建設工事等請負その他の契約に係る指名停止等措置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、総社市が発注する建設工事並びに測量及び建設コンサルタント業務等(以下「建設工事等」という。)の請負その他の契約に係る適正な履行と公正を確保するため競争入札の参加資格を有する者(以下「有資格業者」という。)に対する指名停止等の措置について定めるものとする。

### (指名停止又は指名留保の決定)

第2条 市長は、有資格業者が別表に掲げる指名停止措置要件のいずれかに該当することを知ったときは、速やかに総社市指名選定及び契約審査委員会(以下「指名委員会」という。)の審議に付さなければならない。

2 指名委員会は、前項の規定により付議された事案については、速やかに審議し、指名停止の可否及び別表に掲げる停止期間の短期(それぞれの停止期間のうち最も短い期間をいう。以下同じ。)から長期(それぞれの停止期間のうち最も長い期間をいう。以下同じ。)の範囲内においてその期間を決定するものとする。

3 指名委員会は、前項の決定にあたり、審議に相当の期間を要する等特段の事由があるときは、指名停止の決定があるまでの間有資格業者を建設工事等の入札者として指名しない旨(以下「指名留保」という。)の決定をすることができる。

4 前2項の規定による指名停止又は指名留保の期間の始期は、それぞれの決定があった日とする。

5 第3項の規定による指名留保の期間は、当該有資格業者に対する指名停止の期間に算入する。  
(下請負人及び共同企業体に対する指名停止)

第3条 前条第2項の規定により指名停止の決定を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で、指名停止の決定を併せて行うものとする。

2 前条第2項の規定により共同企業体について指名停止の決定を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員について、当該指名停止の期間の範囲内で、指名停止の決定を行うものとする。ただし、当該指名停止事由について明らかに責めを負わないと認められる当該構成員については、この限りでない。

3 第1項の規定は、有資格業者である下請負人の責めに帰すべき理由により、前項に基づいて共同企業体の指名停止を行う場合について準用する。

### (指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者等が一の事案により指名停止事由の二以上に該当したときは、当該事由ごとに規定する期間の短期及び長期それぞれの最も長い期間をもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者等が次の各号のいずれかに該当する場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表各号の指名停止事由に係る指名停止の期間中又は当該期間満了後1年を経過するまでの間に、同表各号の指名停止事由に該当する原因となる行為があったとき(次号に掲げる場

合を除く。)

(2) 別表第9号から第13号までの指名停止事由に係る指名停止の期間中又は当該期間満了後3年を経過するまでの間に、同表第9号から第13号までの指名停止事由に該当する原因となる行為があったとき。

3 有資格業者について、情状酌量すべき特段の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間(当該期間が1月未満となる場合は1月とする。)まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍の期間(当該期間が36月を超えるときは36月とする。)まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特段の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知及び公表)

第5条 市長は、第2条又は第3条の規定により指名停止又は指名留保の決定があったときは、遅滞なく、その旨を各契約担当者に通知するとともに、指名停止が決定された有資格業者に対し指名停止通知書(別記様式)により通知するものとする。

2 市長は、指名停止又は指名留保の決定があったときは、当該有資格業者名、期間、理由等を公表するものとする。

(指名後入札までに指名停止等を行った場合の措置)

第6条 市長は、市が発注する建設工事等の請負契約に係る指名を現に受けている有資格業者が指名停止又は指名留保の措置を受けた場合には、その指名を取り消すものとする。

(下請、随意契約等の禁止)

第7条 市長は、指名停止又は指名留保の措置を受けた有資格業者が指名停止又は指名留保の期間中、市が発注する建設工事等の全部又は一部の下請をし、若しくは受託し、又は契約保証人となることを認めないものとする。ただし、特殊な技術を要する工事等、他に相応する業者がなくやむを得ない事情があると指名委員会が認めるものは、この限りでない。

2 災害時の応急工事、又は特殊な技術を要する工事等、他に相応する業者がなくやむを得ない事情があると指名委員会が認めるときを除いて、指名停止又は指名留保の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

3 当該有資格業者が、第5条第1項の規定による指名停止の通知を受ける前に市が発注する建設工事等の全部又は一部の下請をし、若しくは受託し、又は契約保証人となっていた場合における当該建設工事等については、前2項の規定は適用しない。

(指名停止に至らない場合の措置)

第8条 市長は、指名停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第9条 要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年3月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年10月18日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成27年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の実施期日前に指名停止の措置を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。

別表 (第2条関係)

	指名停止措置要件	指名停止期間
1	(安全管理等の不適切) 本市が発注する建設工事等の施工に当たり、安全管理等の措置が不適切であったため  1 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたと認めるとき。 2 建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認めるとき。	1月以上12月以内  1月以上6月以内
2	(安全管理等の不適切) 県内における建設工事等で、本市が発注する建設工事等以外のものの施工に当たり、安全管理等の措置が不適切であったため  1 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたと認めるとき。 2 建設工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認めるとき。	1月以上6月以内  1月以上3月以内
3	(粗雑工事等) 本市が発注する建設工事等の施工に当たり、	

	<p>1 正当な理由がなくて、監督員等の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 故意又は過失により、建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>3 契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>2月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>1月以上9月以内</p>
4	<p>本市が発注する建設工事等の検査に当たり</p> <p>1 検査員の指示に従わなかったとき。</p> <p>2 正当な理由がなくて、検査員から手直し命令を受けたにもかかわらず、指示どおり完成しないとき。</p>	<p>2月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
5	<p>測量及び建設コンサルタント業務等において、成果品が粗雑であると認められるとき。</p>	<p>1月以上12月以内</p>
6	<p>(契約違反)</p> <p>1 契約条項に違反し、契約を解除されたとき。</p> <p>2 正当な理由がなくて、所定の期限内に契約を履行しなかったとき。</p>	<p>2月以上24月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
7	<p>(関係法令違反)</p> <p>建設業法等建設工事関係法令に違反したことにより、監督官庁から行政処分等を受けたとき。</p>	<p>処分を知った日から</p> <p>1月以上12月以内</p>
8	<p>(労働基準法等労働関係法令違反)</p> <p>労働基準法等労働関係法令に違反したことにより労働基準監督署から送検されたとき。</p>	<p>送検を知った日から</p> <p>1月以上12月以内</p>
9	<p>(独占禁止法違反)</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反したことにより、公正取引委員会から処分等を受けたとき。</p> <p>1 本市が発注する建設工事等の場合</p> <p>2 本市以外が発注する建設工事等の場合</p>	<p>処分を知った日から</p> <p>6月以上36月以内</p> <p>4月以上12月以内</p>
10	<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>次に掲げる者が、市発注工事において競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>1 代表者又は役員の場合</p> <p>2 管理的地位にある者の場合</p> <p>3 一般職員の場合</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>6月以上36月以内</p> <p>4月以上24月以内</p> <p>2月以上12月以内</p>
11	<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	

	<p>次に掲げる者が、市発注工事以外で競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 代表者又は役員の場合</li> <li>2 管理的地位にある者の場合</li> <li>3 一般職員の場合</li> </ol>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>3月以上24月以内 2月以上18月以内 1月以上12月以内</p>
12	<p>(贈賄)</p> <p>次に掲げる者が、本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 代表者又は役員の場合</li> <li>2 管理的地位にある者の場合</li> <li>3 一般職員の場合</li> </ol>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>6月以上36月以内 4月以上24月以内 2月以上12月以内</p>
13	<p>(贈賄)</p> <p>次に掲げる者が、本市の職員以外に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 代表者又は役員の場合</li> <li>2 管理的地位にある者の場合</li> <li>3 一般職員の場合</li> </ol>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>3月以上24月以内 2月以上18月以内 1月以上12月以内</p>
14	<p>(反社会的行為)</p> <p>次に掲げる者が、暴力行為、詐欺横領等反社会的行為をしたことにより逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 代表者又は役員の場合</li> <li>2 管理的地位にある者の場合</li> <li>3 一般職員の場合</li> </ol>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>6月以上24月以内 4月以上18月以内 2月以上12月以内</p>
15	<p>(虚偽記載)</p> <p>本市が発注する建設工事等の請負契約に係る競争入札において、建設工事等参加資格申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>1月以上9月以内</p>
16	<p>(入札の無断欠席)</p>	

	<p>1年間で無断欠席を3回（無断欠席が発生した入札執行日を単位に回数を累計する。）行った場合</p>	<p>1月以上3月以内</p>
<p>17</p>	<p>(その他)</p> <p>1から16までに掲げる場合のほか、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、本市が発注する建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予定価格、最低制限価格、設計金額その他の非公開情報を探ろうとする行為</li> <li>2 業務に関し、本市職員に対して脅迫的・暴力的言動を行う行為</li> <li>3 業務に関し、執拗な抗議等を行い、本市職員の執務を妨害する行為</li> <li>4 競争入札に際し、その公正な執行を妨げたとき。</li> <li>5 制止を無視して、執務室へ入室した場合</li> <li>6 正当な理由なく、落札決定後契約を辞退した場合</li> <li>7 契約保証人として、その責務を履行しないとき。</li> <li>8 主任技術者・監理技術者・現場代理人等について虚偽の届出をする行為</li> <li>9 その他不正又は不誠実な行為を行った場合</li> </ol>	<p>1から3の事項は 3月以上12月以内</p> <p>4から9の事項は 1月以上12月以内</p>